

調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱いについて（令和8年1月9日付け7林整計第371号林野庁森林整備部計画課長通知）  
一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別 紙 調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱い</p> <p>2 技術者の基準日額の取扱いについて （1）現地作業・調査及び打合せ等の移動日に係る技術者の基準日額は、旅費交通費要領5（3）②オにおいて算出に用いた回数分と数量内訳書等に示した打合せ回数分に<u>実績報告書に記載された</u>技術者の職種区分ごとの技術者単価を乗じた費用を計上する。 （2）（略）</p> <p><u>4 最終設計変更における予定価格算出方法</u> <u>（計算例）</u> <u>測量業務の滞在区分において、受注者が滞在して業務を実施した場合</u> <u>・当初設計</u> <u>A 当初設計額（官積算）：10,000千円（旅費交通費等を含まない）</u> <u>B 当初契約額（落札額）：9,000千円（旅費交通費等を含まない）</u> <u>・最終設計変更</u> <u>①宿泊費は、実績報告書の宿泊額と国家公務員等の旅費支給規則の宿泊費基準額を比較し、決定した額に、実際の宿泊日数を乗じて計上</u> <u>②宿泊手当は、国家公務員等の旅費支給規則の宿泊手当に実績報告書の宿泊日数を乗じて計上</u> <u>③交通費は、必要な交通費を積上げ計上</u> <u>④基準日額は、実績報告書に記載された技術者分の費用を計上</u> <u>⑤諸経費（間接測量費＋一般管理費等）は、上記①～④を直接測量費に計上した額を対象額とし、所定の諸経费率により計上</u> <u>C 上記①～⑤により算出した変更積算額 11,000千円</u> <u>※旅費交通費計上額 500千円（①＋②＋③）</u> <u>D 旅費交通費を控除した変更積算額：10,500千円</u> <u>※C－旅費交通費計上額 500千円</u> <u>の場合、</u> <u>変更予定価格：X＝D×（B／A）＋（C－D）</u> <u>X＝10,500×（9,000／10,000）＋（11,000－10,500）＝9,950千円</u></p>	<p>別 紙 調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱い</p> <p>2 技術者の基準日額の取扱いについて （1）現地作業・調査及び打合せ等の移動日に係る技術者の基準日額は、旅費交通費要領5（3）②オにおいて算出に用いた回数分と数量内訳書等に示した打合せ回数分に<u>官積算で算出した</u>技術者の職種区分ごとの技術者単価を乗じた費用を計上する。 （2）（略）</p> <p>（新設）</p>

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。